

「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の一部修正について

「緊急地震速報評価・改善検討会」(第4回)
平成25年7月11日



「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の一部修正について

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、緊急地震速報が頻繁に発表され認知度向上とともに日本放送協会が作成した緊急地震速報の報知音（以下「NHKチャイム音」という。）の認識も高まりました。その一方で、各種機器による最大予想震度が 4 以下での NHKチャイム音の鳴動や、目的外の使用（携帯電話の着信音としての使用）などもありました。

NHKチャイム音は、本来、最大震度 5 弱以上の揺れが予想される場合、すなわち災害発生の危険性が高いことを知らせる特別な音です。これに該当しない状況で、むやみに鳴動しては、本来の機能を失うおそれがあります。

このためNHKは、平成 24 年度に、製品やソフトウェア等、外部でのチャイム音の利用に、「気象庁または気象庁長官から許可を得た予報業務許可事業者が発する緊急地震速報が最大震度 5 弱以上と予測した場合に限る（警報レベル）」とする新たな条件を設け、関係団体や事業者等に周知しました。

気象庁としても、NHKチャイム音を見聞きした人が警報の発表を的確に認知し、速やかに危険回避行動をとることが、地震災害の減災・防災にも有効であると考え、標記ガイドライン内で推奨しているNHKチャイム音の記述について、NHKの新たな使用条件に応じた修正を行うこととしました。

修正内容案は別紙のとおりです。

【修正する記述内容（案）】

今回の一部修正に該当する「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」の項目とその内容は以下のとおりです。

4-1 適切な利用のために端末利用者に推奨する事項の詳細

○放送や報知の内容

<現状>

緊急地震速報(業)の館内放送を行う場合は、短い猶予時間の中で適切な行動を促す必要があるため、最初に、NHKチャイム音を2回鳴らした後、「地震です。落ち着いて身を守ってください。」の文言を2回繰り返す、緊急地震速報(業)が提供されたことと、揺れに対してとるべき行動を端的に伝えることを推奨する。NHKチャイム音は、他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させることがない、既にテレビやラジオで聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすいという理由から不特定多数向けの報知音として推奨する。

<修正案>

緊急地震速報(業)の館内放送を行う場合は、短い猶予時間の中で適切な行動を促す必要があるため、緊急地震速報(業)が提供されたことと、揺れに対してとるべき行動を端的に伝えることを推奨する。不特定多数向けの報知音としてNHKチャイム音(最大予測震度5弱以上の場合のみ)を推奨する。NHKチャイム音は、他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で、慌てて混乱させることがない、既にテレビやラジオで聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすいという理由から不特定多数向けの報知音(ただし、最大予測震度5弱以上の場合のみ)として推奨する。

(放送例)最初にNHKチャイム音を2回鳴らした後、「地震です。落ち着いて身を守ってください。」の文言を2回繰り返す。

4-2 適切な利用のための端末機能及び配信能力の詳細

○報知音

<現状>

緊急地震速報(業)が提供されたときに端末から最初に鳴らす報知音を、どのような音に設定できるのかについての公開・説明である。

緊急地震速報(業)の報知音としては、(1)端末利用者が施す措置で端末利用者に推奨しているNHKチャイム音の他に、REIC[特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会]のサイン音、一般的なアラーム音等がある。

<修正案>

緊急地震速報(業)が提供されたときに端末から最初に鳴らす報知音を、どのような音に設定できるのかについての公開・説明である。

緊急地震速報(業)の報知音としては、(1)端末利用者が施す措置で端末利用者に推奨しているNHKチャイム音(最大予測震度5弱以上の場合のみ)の他に、REIC[特定非営利活動法人リアルタイム地震情報利用協議会]のサイン音、一般的なアラーム音等がある。